

2021年1月14日

株式会社共立

緊急事態宣言への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症発生以降、当社では感染リスクに対する最大限の注意を払いながら事業活動を進めて参りましたが、この度政府より関西3府県を対象とした緊急事態宣言が再度アナウンスされました。これを受け、当社では下記の対策を実施すると共に、従来行ってきた対策の強化も行います。

■期間

2021年1月14日（木）～ 緊急事態宣言終了日まで継続

■各種対応

<会議>

- ・社外会議はWeb会議ツールを原則活用。但し、やむを得ない場合については訪問先の許可があることを前提に訪問を許可する
- ・社内会議を行う場合は、開催時間は原則1時間以内とする。また、会議室に設置されている換気扇の起動を必ず行う

<会合・イベント>

- ・お取引先様や従業員間での会食は原則禁止
- ・規模に関わらず社内イベント開催の中止

<出張>

- ・不要不急の出張、外出は原則禁止

<継続して行っていく対策>

お客様、職場、従業員を守るための予防対策

- ・クラスター発生を防ぐため、「換気」「声量」「三密」を常に意識する。また、適度な換気を行い、会議室等の社内共有部の清掃（テーブル等の除菌）を毎日実施する
- ・37℃を超える発熱時の出勤停止、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、咳エチケットを全社員で徹底
- ・通勤時や勤務中のマスク着用の徹底（お客様のご理解、ご協力のもと）
- ・事務所に薬用せっけん、アルコール消毒液設置

当社では引き続き、感染予防策を強化してまいります。

何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。